破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第１６８４５号
山梨県上野原市松留361番地の１
債務者　有限会社新屋鮨
代表者代表取締役　小林　儀一
１　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　高章
４　破産債権の届出期間　平成22年11月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３９９号
広島市西区商工センター５丁目９番５号
債務者　有限会社ナカムラ
代表者代表取締役　中村　光博
１　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山本　正則
４　破産債権の届出期間　平成22年11月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月12日午後２時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２５号
静岡県沼津市原498番地の２
債務者　有限会社セリーナ
代表者代表取締役　植松　　晃
１　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小宮山克己
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月10日午前10時30分
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第６７０２号
大阪市西区新町４丁目９番８号
債務者　株式会社ＳＴＥＡＤＹ　ＯＮＥ
代表者代表取締役　杉田　　学
１　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福岡　宏海
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月13日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８０６号
大阪府門真市千石東町２番41―14号
債務者　有限会社エーテックとくだ
代表者取締役　徳田紀一郎
１　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　茶本　成昭
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月13日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９１９号
大阪府枚方市東山２丁目３番地211
債務者　有限会社近畿エスティ
代表者代表取締役　安藤　祥二
１　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　向井　謙二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月13日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９２４号
大阪市東住吉区南田辺３丁目19番22号
債務者　石橋貿易株式会社
代表者代表取締役　石橋　正好
１　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宇都宮一志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月13日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１５５号
堺市北区金岡町2335番地３
債務者　株式会社悠
代表者代表取締役　本原　悠平
１　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　妙子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月13日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０５８号
大阪府東大阪市足代北２丁目９番18号
債務者　株式会社高田商会
代表者代表取締役　高田　　一
１　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　増本　充香
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月16日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２２５号
大阪市西区北堀江２丁目３番10号
債務者　株式会社ヴィーホーム
代表者代表取締役　畑仲　雅之
１　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　間瀬加奈子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月20日午後３時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４９４号
名古屋市港区惟信町３丁目30番地の１
債務者　有限会社ティー・エレクトリシティー
代表者代表取締役　筒井　清隆
１　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鬼頭　治雄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月６日午後１時10分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６２６号
横浜市金沢区寺前１丁目８番６―407号
債務者　有限会社横浜物産
代表者代表取締役　広瀬　勝雄
１　決定年月日時　平成22年10月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田沢　　剛
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月13日午後１時50分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６２７号
横浜市金沢区東朝比奈１―48―15―103号
債務者　有限会社サンファミリー
代表者代表取締役　広瀬　勝雄
１　決定年月日時　平成22年10月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田沢　　剛
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月13日午後１時50分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５２１号
堺市堺区浅香山町３丁４番28号
債務者　株式会社河喜建設
代表者代表取締役　原　　利子
１　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　芳晃
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月13日午前10時
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５２２号
堺市堺区浅香山町３丁４番28号
債務者　興喜開発株式会社
代表者代表取締役　原　　利子
１　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　芳晃
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月13日午前10時
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５０４号
秋田県男鹿市船越字杉山130番地
債務者　光飯商事株式会社
代表者代表取締役　加藤　義光
１　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤　　堯
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月17日午前10時30分
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４３０号
静岡県三島市西若町１番24号
債務者　株式会社シユウ・ネットワークス
代表者代表取締役　西川　正伸
１　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　細沼早希子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月17日午前10時
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係